議第14号

令和６年度滋賀県病院事業会計予算

（総　則）

第１条　令和６年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病　　床　　数

総合病院	小児保健医療センター	精神医療センター	計
535床	100床	123床	758床

(2) 年 間 患 者 数

	総合病院	小児保健医療センター	精神医療センター	計
入　院	158,667人	21,097人	35,405人	215,169人
外　来	206,550人	46,850人	27,337人	280,737人

(3) １日平均患者数

	総合病院	小児保健医療センター	精神医療センター	計
入　院	435人	58人	97人	590人
外　来	850人	193人	112人	1,155人

(4) 主要な建設改良事業

総合病院病院整備事業

医療器具および備品購入

（収益的収入および支出）

第３条　収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

款	項	金　　額
1 病院事業収益		千円 27,462,800
	1 医業収益	22,825,299
	2 医業外収益	4,403,501
	3 附帯事業収益	234,000

支　　出

款	項	金　　額
1　病　院　事　業　費　用		千円 27,775,300
	1　医　　業　　費　　用	26,783,187
	2　医　業　外　費　用	758,113
	3　附　帯　事　業　費　用	234,000

（資本的収入および支出）

第4条　資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,277,700千円は、過年度分損益勘定留保資金 845,998千円、当年度分損益勘定留保資金 1,425,148千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 6,554千円で補填するものとする。）

収　　入

款	項	金　　額
1　資　本　的　収　入		千円 4,724,000
	1　企　　業　　債	4,676,500
	2　補　　助　　金	150
	3　負　　担　　金	47,350

支　　出

款	項	金　　額
1　資　本　的　支　出		千円 7,001,700
	1　建　設　改　良　費	4,793,941
	2　企　業　債　償　還　金	2,207,759

（債務負担行為）

第5条　債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
総合病院運営管理事業 （施設総合管理業務）	令和6年度から 令和9年度まで	1,458,237千円
総合病院運営管理事業 （医薬品調達業務）	令和6年度から 令和7年度まで	90,000千円
総合病院運営管理事業 （検査試薬調達業務）	令和6年度から 令和7年度まで	322,000千円
総合病院運営管理事業 （診療材料調達業務）	令和6年度から 令和7年度まで	2,672,000千円
総合病院運営管理事業 （臨床検査業務）	令和6年度から 令和7年度まで	174,400千円
総合病院運営管理事業 （医事業務）	令和6年度から 令和8年度まで	895,600千円
総合病院運営管理事業 （物品管理業務）	令和6年度から 令和9年度まで	208,200千円
総合病院運営管理事業 （手術室・中央滅菌室 消毒滅菌業務）	令和6年度から 令和9年度まで	402,000千円
総合病院運営管理事業 （病棟寝具賃借）	令和6年度から 令和9年度まで	63,600千円
総合病院運営管理事業 （遠隔操作型内視鏡下 手術システム 保守点検業務）	令和6年度から 令和7年度まで	21,560千円
総合病院運営管理事業 （医療情報システム データ保管業務）	令和7年度	1,040千円

事　　項	期　　間	限　度　額
総合病院運営管理事業 （医療情報システム運用管理業務）	令和7年度から 令和9年度まで	97,056千円
総合病院運営管理事業 （動物施設維持管理業務）	令和6年度から 令和7年度まで	9,211千円
総合病院運営管理事業 （事業系一般廃棄物収集運搬業務）	令和6年度から 令和8年度まで	6,380千円
総合病院運営管理事業 （駐車場運営管理業務）	令和6年度から 令和9年度まで	16,950千円
精神医療センター運営管理事業 （医　事　業　務）	令和6年度から 令和8年度まで	99,944千円
精神医療センター運営管理事業 （病棟寝具賃借）	令和7年度から 令和10年度まで	27,801千円
精神医療センター運営管理事業 （被　服　賃　借）	令和7年度から 令和10年度まで	23,142千円
医薬品調達業務	令和6年度から 令和7年度まで	3,900,000千円

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
総合病院病院整備事業費	4,498,000	普通貸借または証券発行	5.0以内	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
小児保健医療センター病院整備事業費	39,700			
精神医療センター病院整備事業費	138,800			
計	**4,676,500**			

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、 2,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第8条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費　　13,250,497千円

(2) 交際費　　60千円

（他会計からの補助金）

第9条　がん診療連携拠点病院機能強化、新人看護師研修および地域医療福祉体制整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、43,909千円である。

（たな卸資産の購入限度額）

第10条　たな卸資産の購入限度額は、 3,900,000千円と定める。

（重要な資産の取得）

第11条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種　　類	名　　称	数　量
工具器具および備品	医療情報システム	1
	放射線治療装置	1
	腔内治療装置	1
	磁気共鳴断層撮影装置	1
	調剤・注射薬準備システム	1
	手術用Ｃアーム装置	1

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造